



2025年5月12日

各 位

会 社 名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏
(コード番号 9006 東証プライム市場)
問合せ先 新しい価値共創室 (広報担当)
(TEL : 045-225-9350)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第104期定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、定款の一部変更について、同株主総会に付議することを決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループにおけるすべての事業のベースであり、経営の基盤となる概念であると考えています。当社はこれまで、現行の機関設計において、取締役会における充実した審議による実効性の高い監督を発展させながら、コーポレート・ガバナンスの機能向上に努めてまいりましたが、今般、急激に加速する外部環境の変化への対応力を一層強化し、さらなる発展を遂げるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これにより、権限委譲を通じて意思決定のさらなる迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させることで、取締役会の監督を強化・高度化し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 移行の時期

2025年6月27日に開催予定の第104期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

(3) その他

監査等委員会設置会社移行後における役員人事につきましては、決定次第、お知らせいたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年6月27日（予定）

以 上

(別 紙)

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～ <条文省略></p> <p>25.</p> <p>26. <u>海洋深層水ならびに天然水の取水、製造および販売業</u></p> <p>27.</p> <p>～ <条文省略></p> <p>29.</p> <p>第 3 条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 本社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 <条文省略></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 本社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～ <現行どおり></p> <p>25.</p> <p>26. 天然水の取水、製造および販売業</p> <p>27.</p> <p>～ <現行どおり></p> <p>29.</p> <p>第 3 条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 本社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 本社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 20 条 本会社の取締役は、<u>19</u>名以内とする。 <新設></p> <p>(選任) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役等) 第 23 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を置く。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議で<u>定める</u>。ただし、取締役社長は、常に代表取締役でなければならない。</p> <p>3 業務の遂行上必要あるときは、取締役会長 1 名を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 20 条 本会社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>(任期) 第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等) 第 23 条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名を置く。</p> <p>2 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会の決議で選定する</u>。ただし、取締役社長は、常に代表取締役でなければならない。</p> <p>3 業務の遂行上必要あるときは、<u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長 1 名を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より5日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第28条～第29条 <条文省略></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より5日前<u>までに</u>各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条～第30条 <現行どおり></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役との責任限定契約) 第 34 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第 31 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集) 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日より 5 日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日より 5 日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第 36 条 監査役会に関する事項については、監査役会が定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第 33 条 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 37 条～第 38 条 <条文省略></p>	<p>第 34 条～第 35 条 <現行どおり></p>
<p>(報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 40 条～第 43 条 <条文省略></p>	<p>第 37 条～第 40 条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 104 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めるところによる。</p>